

第 8 9 号議案

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関
する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 9 条を削り、第 1 0 条を第 9 条とし、第 1 1 条を第 1 0 条とする。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の
改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたし
ます。